

古河市

公民館・交流センター

利用の手引き



【公民館 3 施設】

- ・つつみ公民館
- ・古河東公民館 ・中田公民館

【交流センター等6施設】

- ・総和地域交流センター ・ユースセンター総和 ・生涯学習センター総和
- ・地域交流センター・駅西地域交流センター ・三和地域交流センター

目次

1. 利用できる方	P2
2. 開館時間	P2
3. 利用の制限	P3
4. 利用時間・定員	P4
5. 利用手続き等	P5
6. 利用当日の流れ	P9
7. 利用許可基準及び利用制限の例	P10
8. 各館の特色・注意事項	P11
9. 利用上の注意	P12
10. 主な施設物品一覧	P13
11. 公民館の使用Q & A	P14
12. 各館所在地・連絡先一覧	P15
13. 施設マップ	P16

1. 利用できる方（全施設共通）

団体・個人 のどちらも利用可。



※社会教育法により、公民館などの社会教育施設は「組織的な」教育活動の場と定義されているため、個人ではなく団体利用を優先対象としています。（団体の方が予約受付開始が早い）

団体の定義は、「主体性をもって学習するサークルやグループなど、2人以上で構成されていること」です。

図書室・自習室を除き、18歳未満の方のみでの利用はできません。

保護者または、18歳以上の方が同伴ください。

2. 開館時間

施設利用：9時～22時

ただし、窓口手続きと図書の貸し出し時間については下記のとおり

○料金支払いなどの窓口手続き：9時～21時

※早期又は当日利用の窓口受付：9時～16時

○図書の貸し出し：9時～17時

3. 利用の制限

下記のような公民館等の設置目的に合致しないものと認められるときは、利用を制限させていただくか、お断りすることがあります。

【利用を制限またはお断りする例】

- (1) 団体名・利用目的等虚偽の申請内容により利用するとき
- (2) 裁判及び報道等により被害等の事実あるいは疑いがある団体が利用するとき
- (3) 特定の政党、政派を支持や宣伝、反対する活動として利用するとき
- (4) 特定の宗教、宗派を支持や宣伝、反対する活動として利用するとき
- (5) 個人教室、私塾等継続性のある運営、またはこれに類するとき
- (6) 音、臭い、振動等により他の利用者に著しい支障をきたす恐れがあるとき
- (7) 著作権法の規定に抵触する恐れのある音楽関係の催事で利用するとき
- (8) その他、公益・風俗、秩序、環境を乱す行為等施設の設置目的に反すると認められるとき

※利用制限の詳細につきましては、各施設にお問い合わせください。



4. 利用時間・定員

会議室など、貸室の利用時間区分・定員は施設により異なります。

利用する施設へお問合せください。

(利用時間には、準備と片付け及び退室までの時間を含みます。)

(1) 自習室

施設名	一般	中学生	小学生	定員
総和地域交流センター	9:00~ 21:00	9:00~ 19:00	9:00~17:00 <u>保護者同伴であれば</u> 9:00~19:00	9
つつみ公民館	9:00~ 17:00	9:00~ 17:00	9:00~ 17:00	12
ユーセンター 総和	9:00~21:45 <u>高校生の場合は</u> 9:00~21:00	9:00~ 19:00	9:00~ 17:00	48
はなももプラザ	9:00~ 21:00	9:00~ 19:00	9:00~ 17:00	10
コスモスプラザ	9:00~ 21:00	9:00~ 19:00	9:00~ 17:00	10

(2) 図書室 一律 9:00~17:00

5. 利用手続き等

(1) 利用料金の支払い

利用料金は利用の当日までに、窓口にてお支払いをお願いします。

①窓口時間 9時から21時まで

②お支払い 現金のみ

※当日利用分のみ、又は、利用申込完了分一括、のどちらでも可
※但し、次年度4月分以降の支払いは、3月中の支払いは不可

(2) 利用申請

①通常利用申請

専用サイトの公共施設予約システムから申請ください。

※お電話で予約受付はできません。

※施設、システムの利用には、利用者登録が必要となります。

登録は「古河市ホームページ」または「古河市LINE」から

※団体の場合は、団体の種別により、利用申請の開始時期が異なります、詳しくは施設へ問い合わせください。

※原則、連続して利用できるのは4日間までとなります。

※減免登録証がある団体は、予約システム登録・登録証更新の際、窓口にて原本の提示をお願いします。

※個人の場合は利用日の14日前からの利用申請となります。

ただし、ふくろうの森プラザの個別自習室は、利用月の2ヶ月前の1日から利用申請が可能です。

※市内・市外、営利利用など、利用料金が異なります。P8を参照ください。

詳細は専用予約サイトへ→



②早期利用申請

発表会・展示会などの準備期間や特別な理由のある場合は、利用月の

6カ月前の月の^{ふつか}2日の日から早期申請として窓口にて受付けます。

※市外や遠方の方は、メールや FAX、郵送対応も可

※許可の可否は、後日回答となります。

※公民館3施設では、社会教育法第23条第1項第1号の解釈による利用に該当する場
合、早期利用申請は受付を行いません。

※個人利用での、早期利用申請は出来ません。

③当日利用申請

諸室の貸し出しが可能な場合、施設窓口にて当日の16時まで、利用申
請を受付けます。(公共施設予約システムでは利用申請できません)

(3) 使用料の納付

使用料(お部屋の料金)は施設により異なります。詳しくは各施設(P15)へお問合せください。

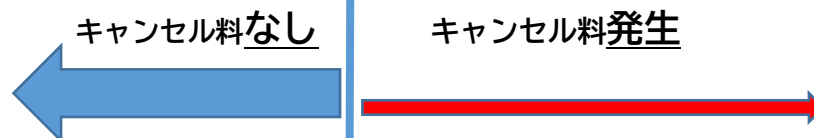
利用当日まで随時、お支払い可能です。

(4) 使用料の還付および、キャンセル料の発生

予約サイトにて「利用の3日前」までにキャンセル手続きがない場合、キャンセル料(部屋代と同料金)が発生します。

例：「4/5」の利用をキャンセルしたい場合

4/1	4/2	4/3	4/4	4/5
4日前	3日前	2日前	1日前	利用日



※キャンセル料を発生させないためには、利用日3日前である「4/2まで」に手続きする必要があります。

※利用前に料金を支払い、キャンセル期限を超えてキャンセルした場合、料金の還付はありません。

※使用料を前納している場合、利用日の3日前までに公共施設予約システムで利用の取消し又は変更の手続きを行えば、使用料を還付します。

(5) 使用料の減免

次に該当する場合は、使用料の減免を行います。

1. 市・学校教育法第1条に規定する市内の学校が利用するとき。 全額免除
2. 生活保護法の適用を受けている者が利用者の3割以上を占めるとき。 全額免除
3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳を所持する者が利用者の3割以上を占めるとき。 全額免除
4. 知的障害者に係る療育手帳を所持する者が利用者の3割以上を占めるとき。 全額免除
5. 社会教育法第10条に規定する市内の社会教育関係団体が利用するとき。 5割免除
6. 官公署又は市内に事務所を有する公共的団体が利用するとき。 5割免除
7. 学生が利用するとき（個人）、または学生団体が利用するとき。 5割免除

(6) 使用料の割増

次に該当する場合には、使用料の割増を行います。

①市外の方が利用するとき 5割割増（基本料金の1.5倍）

※ただし、下記の場合は市内料金とする。

- ・関東どまんなかサミット構成市町の団体（栃木市・小山市・野木町・板倉町・加須市）
- ・公共施設相互利用該当市町の団体（坂東市・境町・五霞町）

②営利団体が利用するとき 5倍割増（基本料金の5倍）

※ただし、冷暖房費は2倍割増とする。（基本料金の2倍）

6. 利用当日の流れ（当日支払いの場合）

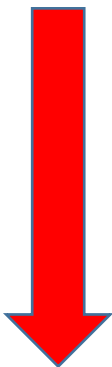
①窓口にて利用料金を支払い、領収書を受領

※一部、利用料金の発生する冷暖房の利用有無については、当日判断可

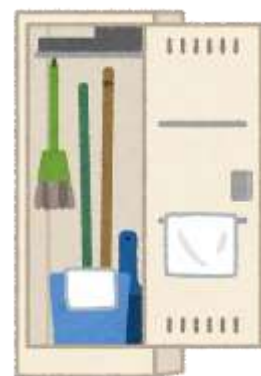
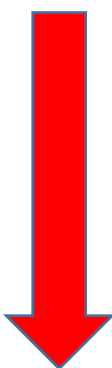
※当日の空きがある場合は、部屋を移動することができます。（窓口にて要確認）



②利用日誌・清掃セットを窓口にて受け取り、各部屋をご利用



③利用後、利用日誌の項目に従って点検、清掃



④窓口を利用日誌・清掃セットを返却して利用終了

7. 利用許可基準及び利用制限の例

区分	利用目的	利用許可基準 許可・・・○ 不許可・・・×
民間の私塾・文化教室等（個人又は団体が主催し、月謝、会費その他これらに類する費用を徴収するもの）	公開の発表会、展示会等の集会	○
	私塾又は文化教室の会場	×
営利団体（会社、商店その他の営利を目的とした団体）	社員研修、福利厚生事業又は採用面接	○
	物品又はサービスの販売促進に関する活動	○
宗教団体等	地域の伝統的な祭礼に係る集会又は種族化した行事、打合せ	○
	布教又は勧誘を伴う活動	×
政治活動	現職議員が市民を対象に行う政治報告会及び政党及び政治団体が市民を対象に主催する講演会	○
	政治団体への勧誘活動・署名活動等	×

8. 各館の特色・注意事項

施設名	図書室	Wi-fi	場所	制限内容
総和地域交流センター (ふくろうの森プラザ)	○	○	多目的ホール	冷暖房費別途・下足利用可
			音楽室	ドラム・ミキサー使用料別途
			研修室3	アップライトピアノ使用料別途
つつみ公民館	○	×	多目的ホール	冷暖房費別途・下足利用可・ グランドピアノ使用料別途
				下足利用可
古河東公民館	○	○	視聴覚室	アップライトピアノ使用料別途
中田公民館	○	×	視聴覚室	アップライトピアノ使用料別途
			ホール	冷暖房費別途・下足利用不可
生涯学習センター総和 (とねミドリ館)	○	×	多目的ホール	冷暖房費及びグランドピアノ使用料別途・下足利用可
ユースセンター総和	○	○	多目的ホール	冷暖房費及びグランドピアノ使用料別途・下足利用可
地域交流センター (はなももプラザ)	×	○	多目的ホール・ 屋台ホール	冷暖房費及びアップライトピアノ使用料別途・屋台使用料別途・ 下足利用可
駅西地域交流センター (いちようプラザ)	×	△ ※2	多目的ホール1	冷暖房費別途・下足利用可
			多目的ホール2	冷暖房費別途・下足利用不可
			学習室1	電子ピアノ使用料別途
三和地域交流センター (コスモスプラザ)	×	○	多目的ホール	グランドピアノ使用料別途・冷暖房費別途・下足利用可
			多目的室2	グランドピアノ使用料別途

※1 本の返却・予約本の受取のみ可 ※2 Wi-fi 機器の貸出あり

全館対象

- ・ Wi-Fi について、使用する場所によっては通信困難な場合があります。・ヒール等傷のつくダンスシューズ不可

9. 利 用 上 の 注 意

みなさまが快適にご利用いただけるよう、次の注意事項を守って正しく利用してください。

1. 注意事項

- ・許可を得た目的以外での利用はできません。
- ・各部屋での食事は原則不可（水分補給は可）。ただし下記の場合は飲食可とします。
 - ① 調理室利用時
 - ② 昼をまたいで部屋を借りる場合（9時から17時など）
 - ③ 他の利用者の妨げとならない程度のロビーでの飲食
- ・図書室の本・雑誌を含み、市販されている本や楽譜等からのコピーは著作権法上お断りしています。
- ・危険物（火気）、動物等の持ち込みはできません。火気を扱う場合は事前に申請者が消防署と協議し、許可を得た場合の利用を許可します。
- ・公民館等公共施設の住所で、利用者の郵便物や宅配便の受け取りはできません。
- ・イベント等のチラシに公民館等施設の電話番号は記載してはいけません。
- ・その他、活動内容によっては、利用を制限することがあります。

2. 損害賠償等

- ・公民館主催行事等でのケガ等は行事傷害補償の対象となる場合がありますので、各施設へお問い合わせください。
- ・館内及び各館の駐車場における事故・盗難に関しては、一切責任を負いかねます。

10. 主な施設物品一覧

施設名	備品（有料）	館外利用可	備考
総和地域交流センター （ふくろうの森プラザ）	ピアノ・ドラム・ミキサー・プロジェクター・スクリーン・モニター・卓球台・ピアノ・バドミントン等支柱・	大パネル・パネル脚・フック・姿見・机・パイプ椅子	在庫状況・数量等は事前に各施設にご確認ください。
つつみ公民館	ピアノ・卓球台・バドミントン等支柱		
古河東公民館	ピアノ	大パネル・パネル脚・椅子・机・黒板・脚立	
中田公民館	ピアノ・バドミントン等支柱	大パネル・パネル脚・フック・机・パイプ椅子	
生涯学習センター総和（とねミドリ館）	ピアノ・卓球台	大パネル・パネル脚・フック・机	
ユースセンター総和	ピアノ・スクリーン	姿見・スチール椅子	
地域交流センター（はなももプラザ）	ピアノ・プロジェクター・屋台・モニター	大パネル・パネル脚・姿見・ステージ補助台・机・パイプ椅子	
駅西地域交流センター（いちようプラザ）	ピアノ・卓球台		
三和地域交流センター（コスモスプラザ）	ピアノ・卓球台・プロジェクター・スクリーン	大パネル・パネル脚・フック	

※利用中の破損・故障等は弁償していただきます。

11. 公民館・交流センターの使用 Q&A

Q1. 部屋は個人で使えますか？

A 個人でも使用可能です。ただし、早期申請はできません。

また、個人と団体では利用申請方法が異なりますので、「5. 利用の手続き」を参照してください。

Q2 会社や企業は施設を使えますか？

A ご利用いただけます。ただし、公民館施設は早期申請できません。

また、営利団体扱いとなり、一般料金の5倍増しの料金となります。

Q3. 借りられるものはありますか？

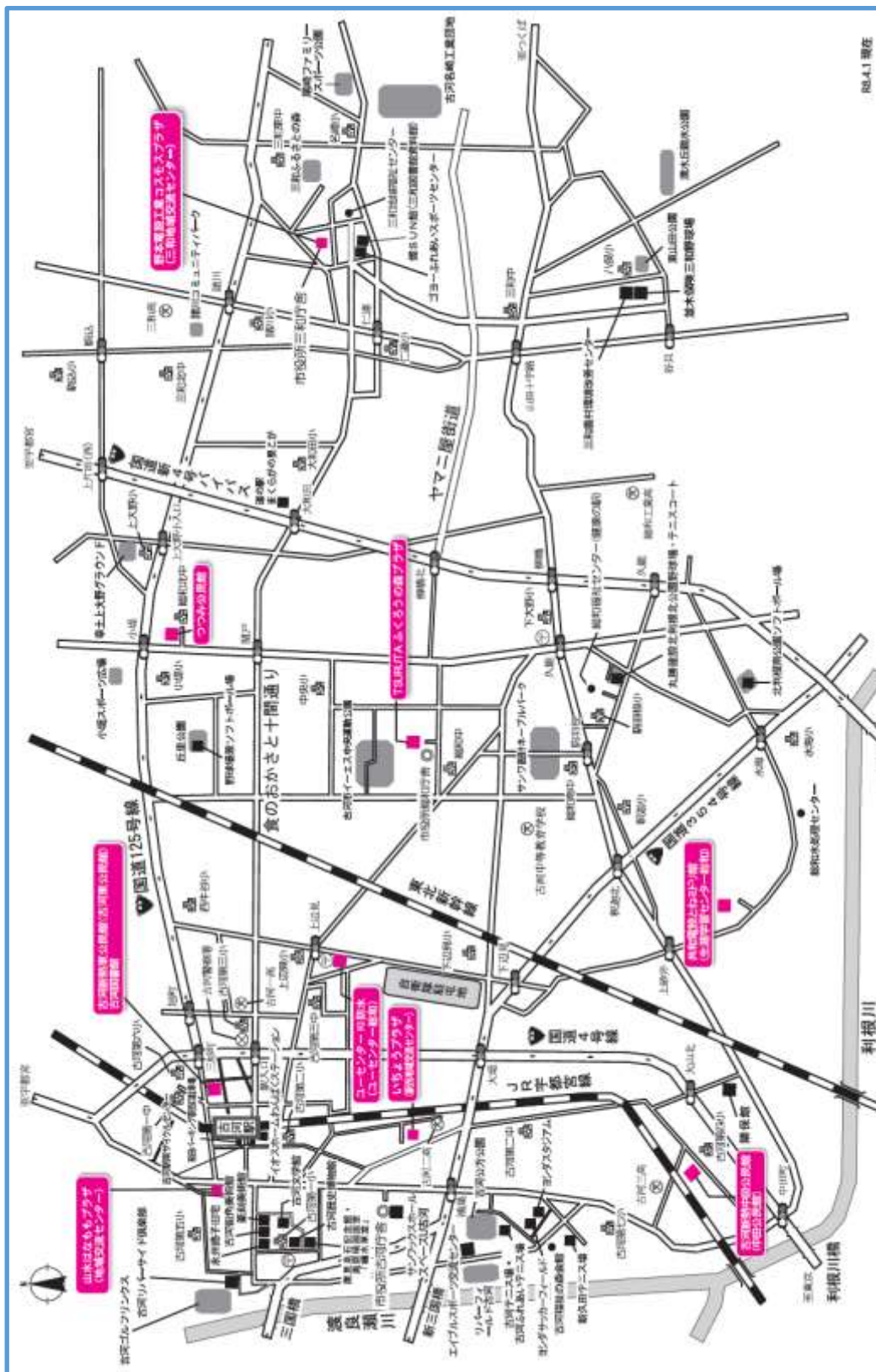
A. 施設によって貸し出し備品が異なります。13ページを参照ください。

詳しくは利用する施設へお問い合わせください。

12. 各館所在地・連絡先一覧

名称（愛称）【ネーミングライツ】	電話番号	FAX 番号	所在地
総和地域交流センター（ふくろうの森プラザ）【TSURUTA ふくろうの森プラザ】	92-4501	92-2214	下大野 2248
つつみ公民館（つつみ館）	98-5530	98-5531	小堤 1766
古河東公民館【古河断熱東公民館】	32-5533	32-9521	東 3-7-19
中田公民館【古河断熱中田公民館】	48-1852	47-1229	中田新田 135-1
生涯学習センター総和（とねミドリ館） 【共和電設とねミドリ館】	92-4000	92-6616	前林 1953-1
ユースセンター総和【ユースセンターKI 防水】	31-3211	31-3318	上辺見 2369
地域交流センター（はなももプラザ） 【山水はなももプラザ】	21-1255	21-1258	横山町 1-2-20
駅西地域交流センター（いちょうプラザ）	31-3111	33-3131	幸町 3-43
三和地域交流センター（コスモスプラザ） 【野本電設工業コスモスプラザ】	76-1517	76-1518	仁連 2065

1.3.施設マップ (R8.4.1)





(市章)

編集・発行/古河市教育委員会事務局 教育部 社会教育施設課

〒306-8601 古河市長谷町 38-18

TEL : 0280-22-5111 (代表)

mail : syakai.kyouiku@city.ibaraki-koga.lg.jp



↑ホームページ



↑ご質問はこちら

2026. 4. 1